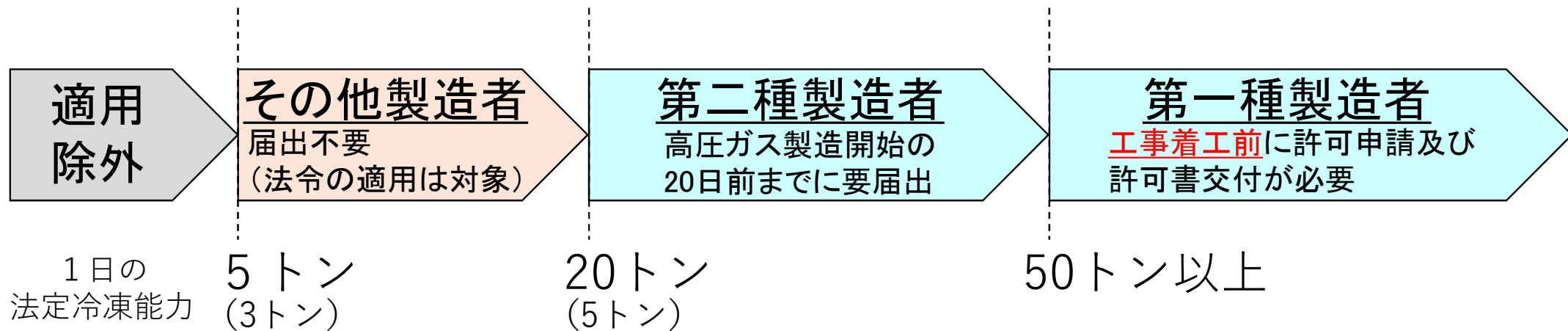


冷凍設備の種別（フルオロカーボン等の第1種ガスの場合）



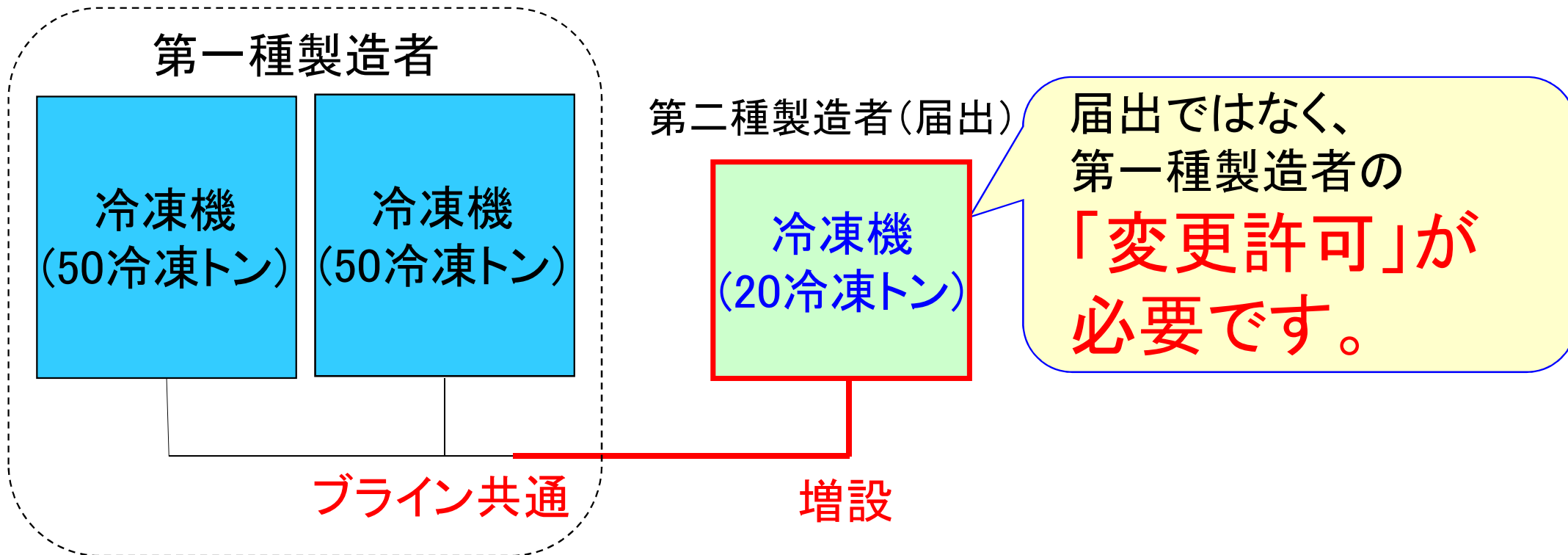
※ () は第1種ガスに含まれないフルオロカーボン及びアンモニアの場合

< 注意点 >

「第一種製造者の冷凍機」に「第二種製造者の冷凍機」または「その他製造者の冷凍機」が
ブライン共通となる場合、ブライン共通となった冷凍機は全て第一種製造所となります。
特に、冷凍機を増設する場合はご注意ください。
例は次ページ以降をご参考ください。

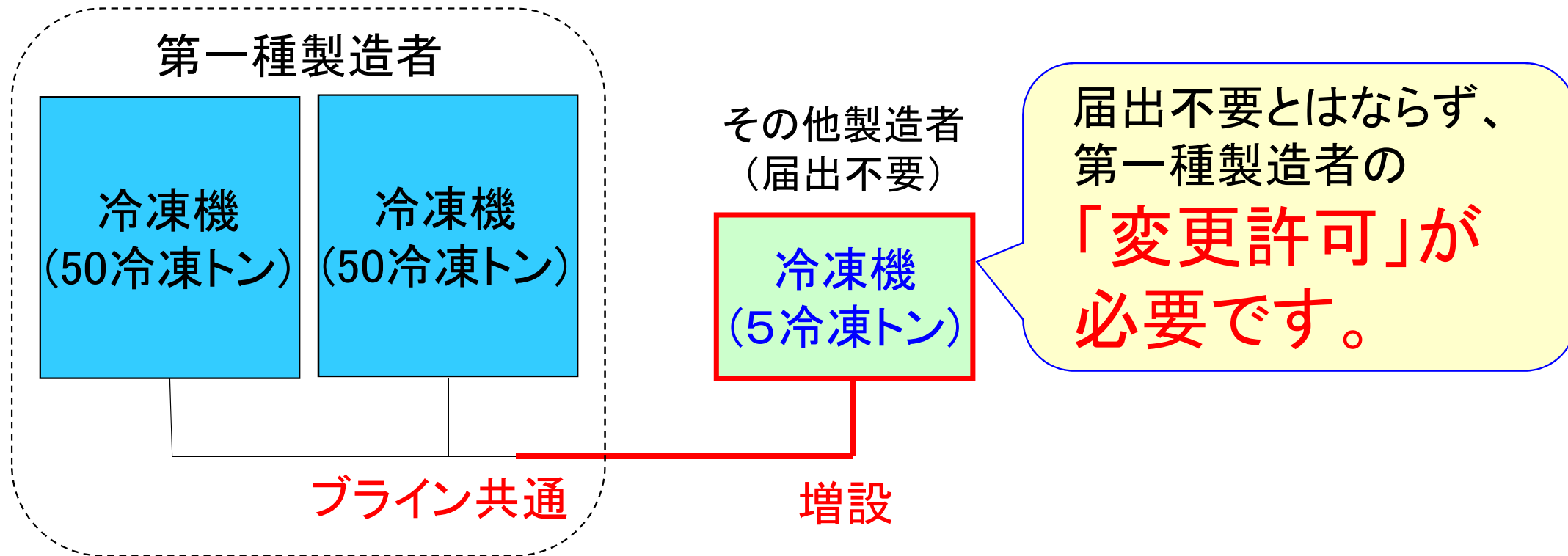
第一種の冷凍機とブライン共通となる場合の注意点

【例1】 第一種製造者の事業所にブラインを共通して第二種製造者となる冷凍機を増設する場合



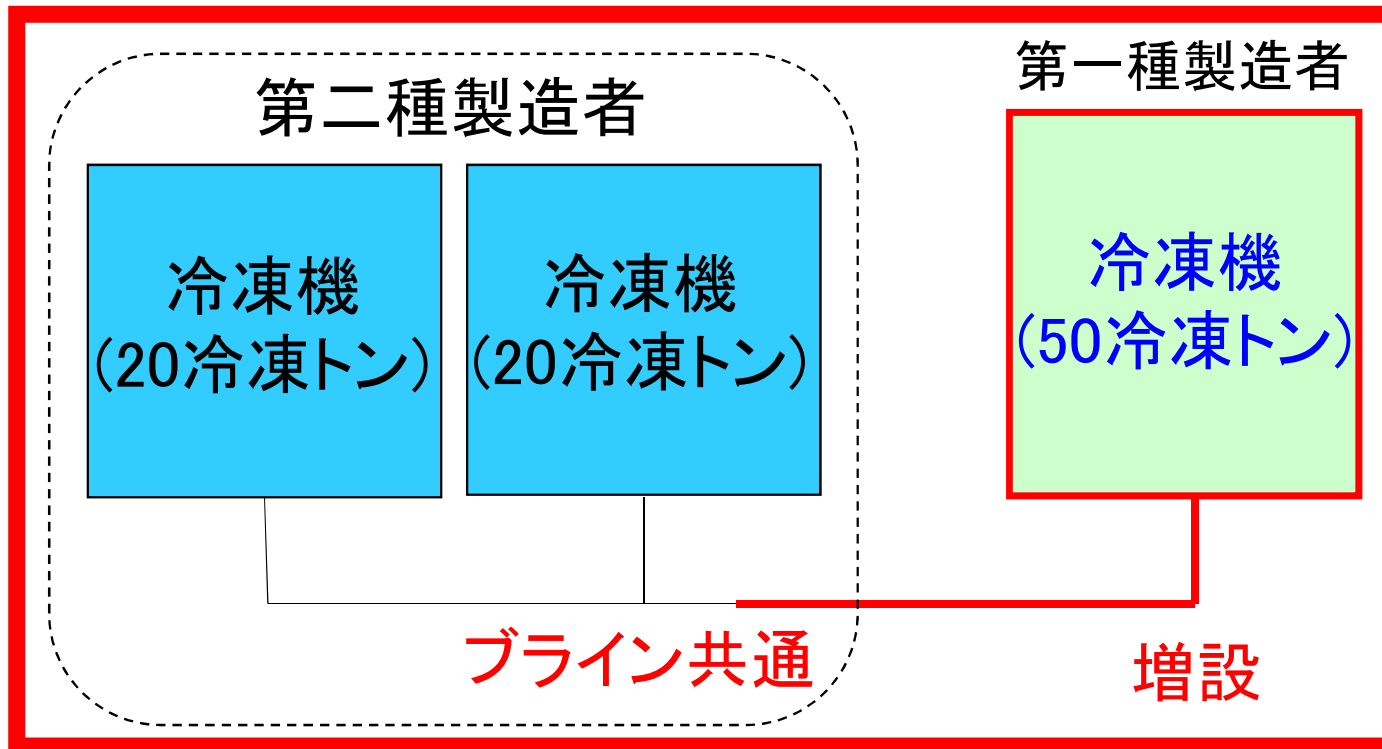
第一種の冷凍機とブライン共通となる場合の注意点

【例2】 第一種製造者の事業所にブラインを共通して**その他製造者となる冷凍機を増設**する場合



第一種の冷凍機とブライン共通となる場合の注意点

【例3】 第二種製造者の事業所にブラインを共通して第一種製造者となる冷凍機を増設する場合

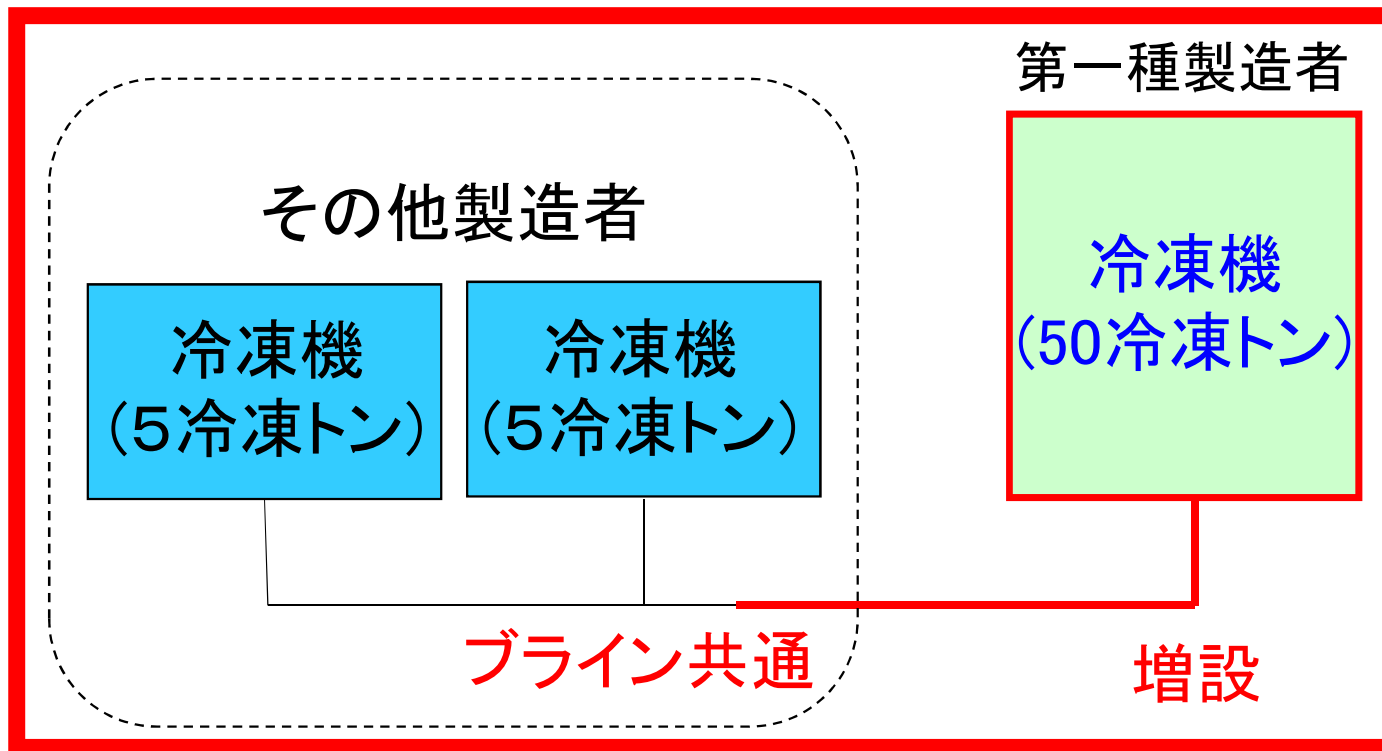


既設の第二種製造者を
含めて、90冷凍トンでの
第一種製造者の
「新規許可」が
必要です。

※ 完成検査証発行後、既設の第二種届出については速やかに廃止届を提出してください。

第一種の冷凍機とブライン共通となる場合の注意点

【例4】 その他製造者の事業所にブラインを共通して第一種製造者となる冷凍機を増設する場合

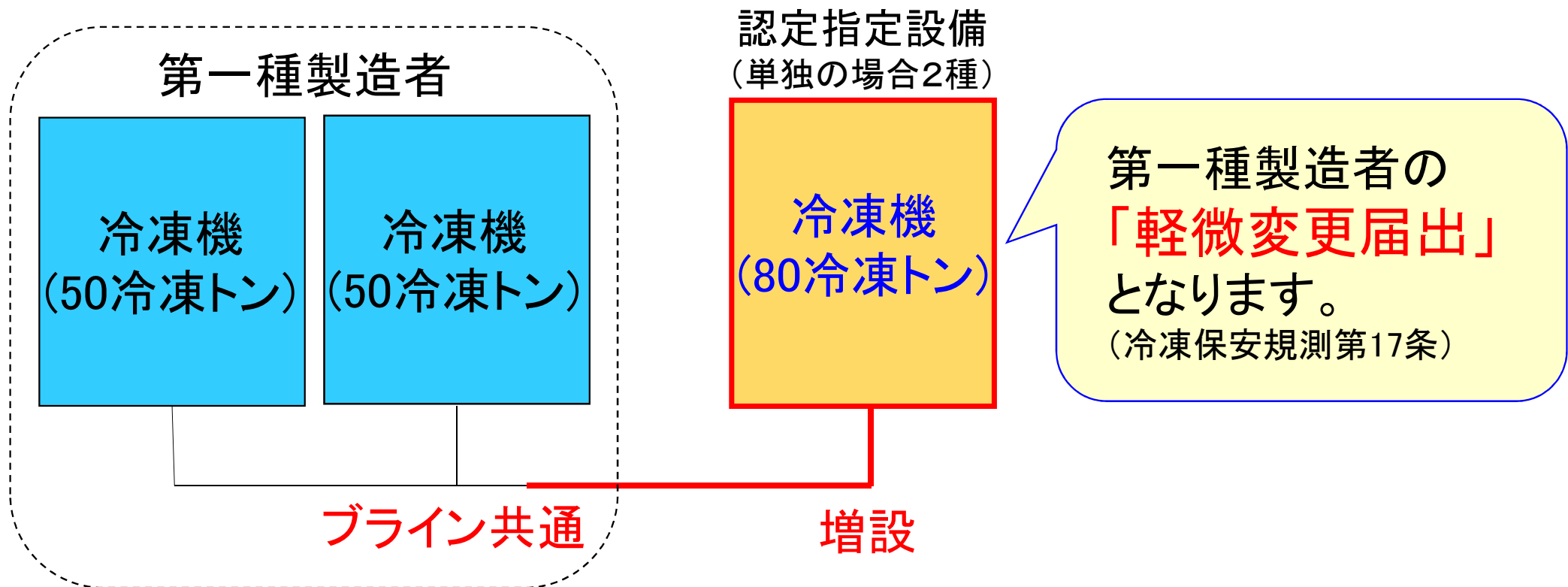


既設のその他製造者を
含めて、60冷凍トンでの
第一種製造者の
「新規許可」が
必要です。

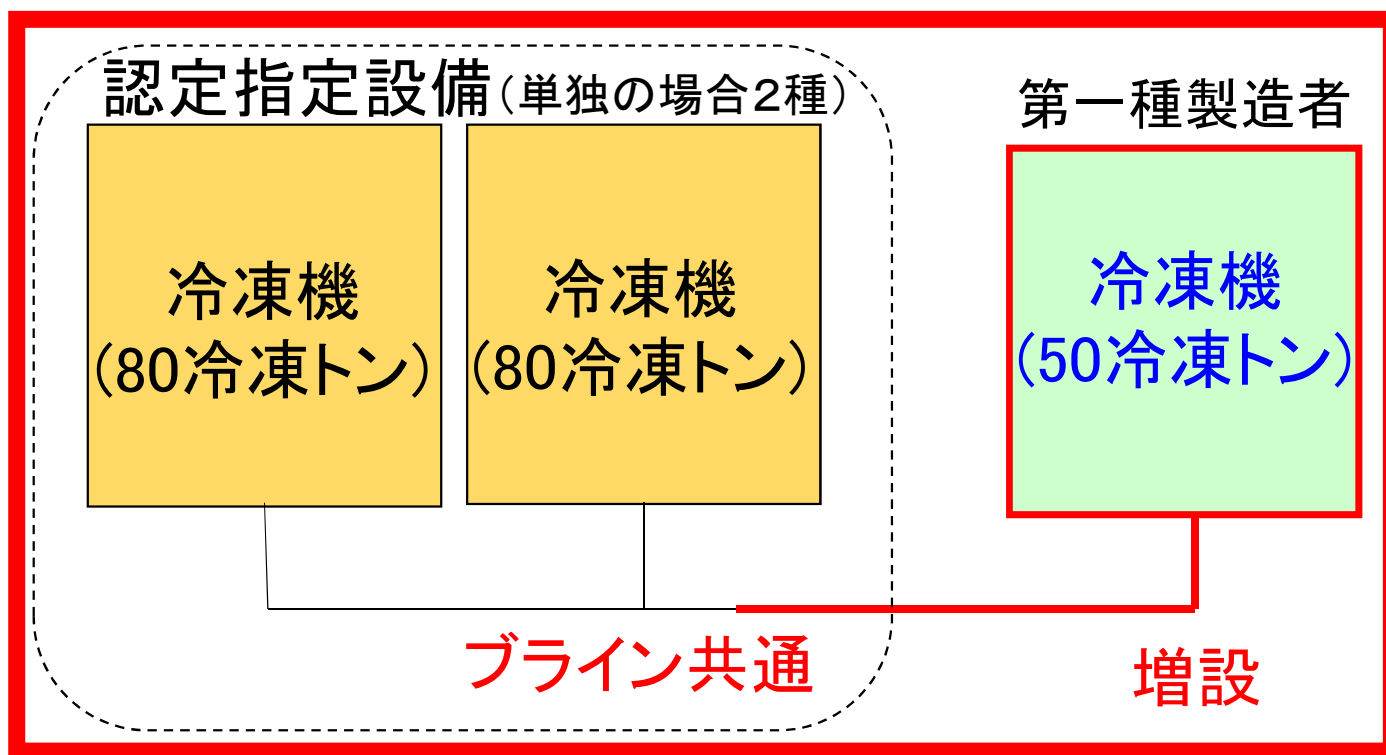
※ その他製造者も第一種製造者
となり、届出不要ではありません。

第一種の冷凍機とブライン共通となる場合の注意点(補足:認定指定設備)

【例5】 第一種製造者の事業所にブラインを共通して認定指定設備となる冷凍機を増設する場合



【例6】 認定指定設備の事業所にブラインを共通して第一種製造者となる
冷凍機を増設する場合



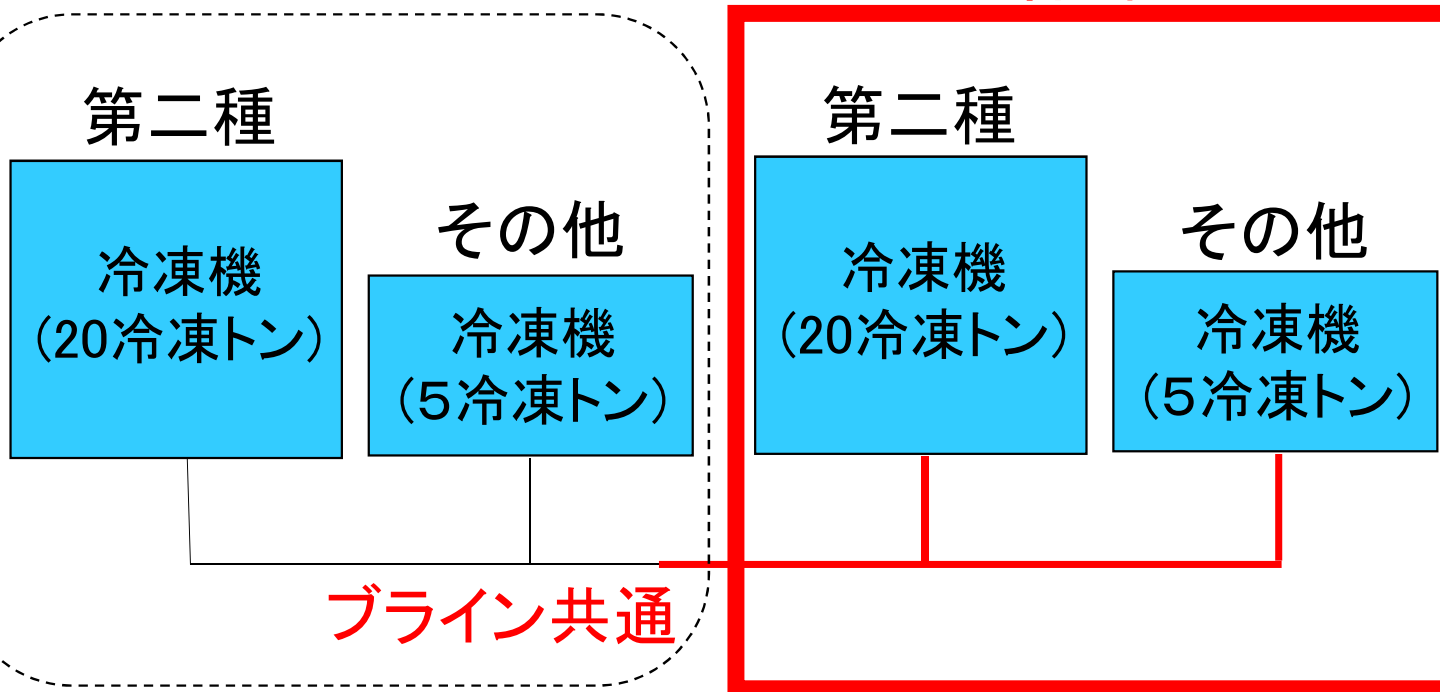
既設の認定指定設備を
含めて、「新規許可」
が必要です。

※ 認定指定設備は完成検査対象外です。許可証発行後、既設の認定指定設備については速やかに廃止届を提出してください。

補足：第一種を含まない場合

【例7】 ブラインを共通する冷凍機に第一種となる冷凍機を含まない増設

増 設



増設する冷凍機について、
第二種：製造届
その他：届出不要
となります。

※ 合計冷凍能力が50トンとなりますが、ブライン共通に第一種製造者となる冷凍機を含まないため、第一種製造者とはなりません。